

収賄事件に係る再発防止策の取組状況について

平成26年6月市議会定例会の建設委員会で報告した、15項目の再発防止策について、以下のように取組を進めております。

コンプライアンス意識の向上

1 不祥事の根絶に重点を置いた職員研修の充実

- ・6月10日から12日までの間に、外部講師による緊急のコンプライアンス研修を実施し、189人が受講。
- ・年内に、管理職へのコンプライアンスリスクのマネジメントに関する研修、および一般職員へのコンプライアンス意識の徹底に関する研修を実施予定。
- ・平成27年度以降もコンプライアンス意識の啓発を図る研修を継続実施。

2 不祥事の根絶のための課内研修およびOJTの活用

各課所において、それぞれの実務に則した課内研修およびOJTを継続的に実施。

3 非違行為を具体的に示したセルフチェックシートの導入

総務部人事課自治研修センターが、全市役所職員を対象としたセルフチェックシートを作成し、8月26日付けで通知。

今後は、課所長が職員に行う人事評価面接などにおいて、セルフチェックの実施を確認し、定期的に意見交換を行う。

職員管理のあり方

4 長期間に渡り同一業務に携わらせない定期的な人事異動への配慮

7月1日付けで、総務課、お客様センター、水道維持課、浄水課および下水道施設課において、7名の人事異動を実施したところであり、平成27年4月1日付け異動から本格実施を予定している。

5 業者との接触の記録化

8月1日から、修繕業務を行っている総務課、水道維持課、下水道整備課、浄水課、下水道施設課において、ノーツデータベースによる管理を実施。

入力項目は、修繕の件名、担当者および副担当者名、業者名、業務内容、打合せ場所、打合せ日時(予定)、終了日時(実績)、上司の確認。

6 職員、受注業者への内部公益通報制度の周知徹底

全職員に対し、7月9日に通知。

受注者に対し、7月14日以降は契約締結時に文書を配布し、それ以前に契約済みの受注者には、7月14日から29日までに通知。

7 朝礼の実施等による風通しの良い職場づくり

7月16日から、上下水道局のすべての係において朝礼を実施。

業務執行体制の見直し

「業務のチェック体制の強化」および「修繕に係る契約事務の見直し」を図るため、(仮称)随意契約の方法による公契約等の締結に係る指針の策定作業を進めている。

8 業者選定審議部会への修繕等随意契約実績の報告および管理

9 上下水道局ホームページでの随意契約実績の公表

上記8および9について、随意契約の方法により行った公契約等の内容を市ホームページで月ごとに公表し、併せて業者選定部会長にその内容を報告することを検討中。

10 不祥事の未然防止のための副担当制の徹底

7月16日付けで、各課所長に以下の内容を通知。

- ・副担当制の徹底
- ・立会い、協議時の副担当者の同席
- ・小規模修繕における副担当者の配置(修繕伺に決裁欄を追加)

11 倫理意識の維持のための随意契約担当者の届出制度

所管課所室長が毎年度、随契担当職員の職氏名等を人事課長に報告する制度の創設を検討中。

12 1週間程度で契約が可能な緊急入札手続の創設

緊急競争手続制度の創設を検討中。

13 業者選定審議部会の審議事項拡大による緊急修繕における選定業者の審議

緊急修繕を発注する際に、業者選定審議部会に対する意見の聴取を定めることを検討中。

14 上下水道局独自の小規模修繕契約希望者登録制度の拡大

市の建設業者等級格付名簿等登録制度、小規模修繕契約希望者登録制度を踏まえ、局発注の修繕を受注する意欲がある業者を対象にした「上下水道局小規模修繕契約希望者登録」の制度化を検討中。

15 業務マニュアルの点検・整備による不祥事の再発防止

7月17日に、局内の全マニュアル(158)を対象に見直し作業に着手し、8月29日から一部運用を開始するとともに、再発防止対策等に伴う見直し作業を継続している。

以上15項目

最終報告までのスケジュール

10月10日の判決言渡しの後、10月下旬には判決が確定し、公判記録の閲覧により本事件の全体が把握できるのは11月上旬頃と見込まれる。

最終報告書の作成は、上下水道局収賄事件調査・再発防止委員会が、局職員による公判内容の聞き取りに基づき作業を進めているところであり、11月上旬の正式な公判記録の閲覧により事実関係を最終確認した上で、議会へ提出したいと考えている。